

群馬大学医学部附属病院患者参加型医療推進委員会規程

平成30. 6. 4 制定

改正 平成30.10. 1 令和 6. 1. 9

令和7. 11. 4

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）は、平成26年6月に腹腔鏡下手術において多くの死亡事例が発生していたことが判明した一連の件（以下「本件事故」という。）を受け、本院に、群馬大学医学部附属病院患者参加型医療推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 本院は、二度と本件事故のような医療事故を起こさないこと、本件事故の教訓を風化させないこと及び大学附属病院として高度な医療を安全に提供することを目的として、委員会を設置する。また、患者参加型医療とは、患者自身が自らの疾病や医療を十分理解し、主体性をもって医療に参加するものであり、医療の質と安全の向上が期待されることから、委員会はこれを推進し、本院全体の医療の質と安全の向上に寄与することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 患者参加型医療の具体的なあり方に関すること。
- (2) 患者と医療者との診療情報の共有に関すること。
- (3) その他患者参加型医療の推進に関すること。

(調 査)

第4条 委員会は、本院における患者参加型医療の状況を把握するため、次の各号に掲げる調査を実施することができる。

- (1) 各部署の責任者等に、資料の提出を求めること。
- (2) 各部署の責任者等を委員会に招請し、報告や意見を求めること。
- (3) 各部署への訪問による実情調査を行うこと。
- (4) その他、必要な調査を行うこと。

(組 織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、委員会設置の目的に鑑み、第1号委員は不可欠とし、その他の委員選任にあたっては、委員会設置の目的に沿うように努めるものとする。

- (1) 本院の患者、本件事故の遺族又は本件事故の内容や患者をよく知る者 2人以上
- (2) 群馬大学医学部附属病院の職員以外の者で社会一般の立場を代表する者 若干人
- (3) 病院長が指名する副病院長及び病院長補佐 2人以上
- (4) 医療の質・安全管理部長
- (5) システム統合センター長
- (6) 病院長が指名する各診療科・部門医師 若干人

- (7) 病院長が指名する医療系技術職員 若干人
- (8) 看護部より選出された看護師 若干人
- (9) 事務部より選出された事務職員 若干人
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号の委員は、患者会等の団体やその他関係者からの推薦等に基づき病院長が委嘱し、前項第2号から第10号までの委員は、第1号の委員の意見を尊重した上で、同様の方法により病院長が委嘱する。

(任期)

第6条 前条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、それぞれ委員で互選した者をもって充てる。ただし、委員会設置の目的に鑑み、副委員長のうち1名以上は、第5条第1項第1号の委員から選任しなければならない。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行し、副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長又は副委員長が指名した者がその職務を代行する。

4 委員長が委員会を招集するにあたっては、委員会の議題について、あらかじめ副委員長2名と意見交換を行った上で決定しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(開催)

第9条 委員会は、年4回程度開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(傍聴)

第10条 委員会は、原則として一般公開とする。ただし、委員長は、副委員長の意見を聴き、次の各号に掲げる場合については、傍聴者の全員又は特定の一部について、退席を求めることができる。

- (1) 守秘が求められるもの、その他これに準ずる審議を行う場合
- (2) 議事の進行に妨げとなるような行為が行われた場合
- (3) その他特に必要と認める場合

(報告・提言等)

第11条 委員長は、病院長に対し、委員会の審議結果を報告するとともに、少なくとも年1回、委員会としての提言又は提案を行う。

2 病院長は、報告及び提言又は提案の内容を、病院の運営に活かすとともに、その対応状況については、少なくとも年1回、委員会に報告する。

(議事録及び報告・提言等の公開)

第12条 委員会の審議経過は、個人情報を除き、委員の属性及びその議事内容の全てを

議事録に記載して公開するものとする。

- 2 前条第1項に規定する病院長に対する審議結果の報告及び提言・提案並びに前条第2項に規定する病院長の委員会に対する対応状況報告は、個人情報を除き、その内容の全てを公開するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議に基づき、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。規程の改廃にあたっては、委員会設置の目的に鑑み、第5条第1項第1号の委員の意見を尊重して行うものとする。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月4日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第4条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第5条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの委員の任期は、第6条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年11月4日から施行する。
- 2 この改正の施行後、最初に選出される第5条第1項第1号の委員の任期は、第6条の規定に関わらず、令和8年3月31日までとする。